

亀山市地域まちづくり協議会条例(案)に関する意見と意見に対する考え方・修正点

番号	条文	項・号	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	条例案の修正点
1	条例全体		市まちづくり基本条例推進委員会の議事概要では、協議会の事業は「行政と対等なパートナーシップをもって、亀山市のまちづくりに取り組んでいくという位置付け」と明言されており、これを条例において明記することで、協議会は市と協働するという理念が明らかになる。	ご指摘の理念は、市まちづくり基本条例に現れているものです。この地域まちづくり協議会条例は、市まちづくり基本条例に示す理念や基本原則を具現化するものであるため、規定していません。	修正なし
2	条例全体		公共性を備える団体としての要件を明確化、明文化するのであれば、公共的組織であるための「一定の権能」を付与する必要があると思います。市長への「提案権」が必要ではないか。	ご指摘の「提案権」という権能については、地域まちづくり協議会が行政機関ではないため、市から付与するものではありません。地域からの提案については、市と協議会の協働の中で実現していくものと考えます。	修正なし
3	第1条		協議会が自分たちで何をするのか、しなければならないのかを意識づける書き方が必要と考える。第1条は「その設立、事業の実施、市長の支援及び助言等に関する必要な事項を定めることにより」としてはどうか。	ご指摘の事項は、次条以降に示されているものであり、必要な事項に含まれると考えております。	修正なし
4	第1条		協議会は誰がつくるのが明確ではない。	協議会は、地域住民が自主的につくることのできる組織です。第3条に構成員を示すことで協議会を設立する主体を明らかにしています。	修正なし
5	第1条		協議会と自治会の区別が明確にされていない。	自治会については、第3条に示す構成員として協議会の区域に存する公共的団体に含まれます。	修正なし

亀山市地域まちづくり協議会条例(案)に関する意見と意見に対する考え方・修正点

番号	条文	項・号	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	条例案の修正点
6	第1条		協議会は、民主的な運営があつてこそ、「自分たちの暮らす地域を自分たちで創りあげる」ことができるのであり、第1条目的で「民主的な運営」にあえて言及する必要はない。	「民主的な運営」を条文に示すことで、地域自治の考え方に基づき協議会は、民主主義の理念を尊重し、自由平等に運営されなければならないことを積極的に表現しています。	修正なし
7	第1条		協議会の活動を「地域課題の解決」に特定している感を受けるので、「地域課題の解決に取り組む」を削除し、別に条文を追加してみてもどうか。	「地域課題の解決に取り組む」自治組織であることを条文に示しているのは、その活動を「地域課題の解決」に特定しているわけではありません。特に協議会に期待されることとして、地域自治の考え方や補完性の原理に基づき地域の課題を自ら考え解決していくことが重要であると考え、この文言を条文に挙げています。また、第1条に示すことで他の条文を解釈する場合の指針にもなります。	修正なし
8	第1条		この条例の目的は、公共性を備える団体としての要件の明確化、明文化であるため、「持続可能で良好な地域社会の維持及び形成を目指すとともに、亀山市らしいまちの実現に資することを目的とする。」を削除してはどうか。また、亀山市らしいまちはまちづくり基本条例で目的として掲げており、この条例でその目的に貢献するスタンスを論じるメリットはないと思います。	条例に協議会の根拠を置くことが公共性を備える団体としての要件の明確化、明文化につながり、さらに高次の目的として「持続可能で良好な地域社会の維持及び形成」を置いています。また、この条例で「亀山市らしいまちの実現に資すること」を高次の目的に掲げているのは、協議会が市まちづくり基本条例に示す理念や基本原則の具現化であることを示しています。	修正なし

亀山市地域まちづくり協議会条例(案)に関する意見と意見に対する考え方・修正点

番号	条文	項・号	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	条例案の修正点
9	第2条		第2条の「規則」とは何か。市の規則で協議会の区域をあらかじめ示すということか。	第2条の「規則」とは、市長が定める地域まちづくり協議会条例施行規則を指します。この規則において協議会の区域を示します。	修正なし
10	第3条		学校等の公共機関はどうなるのか。	公立学校は地方公共団体が設置する教育機関にあたります。条例第3条の構成員には該当しません。	修正なし
11	第5条		各事業が考え方と細目が混在している。細目も読めば地域の課題が目に見えよう表現が望ましい。	市まちづくり基本条例の基本原則を踏まえ、事業ごとの重要性等を考慮し、幅広く読めるものから個別具体的なものまで事業を定めています。地域の課題もいずれかの事業に含まれると考えています。	修正なし
12	第7条	第1項	なぜ届け出なければならないかをきちんと明記する必要がある。また、「その他規則で定める事項」も条文に書き込んでほしい。	協議会は公共性を備える団体であり、必要な手続きとして、届出を定めています。「その他規則で定める事項」は、事務所の所在地や組織の名称などの一般的事項であり、規則にゆだねることとしています。	修正なし
13	第8条	第2項	変更の規定がない。	まずは地域まちづくり計画の策定を目指していただきたいとの思いで規定を置いています。また、この計画は中長期に渡るものであり、頻繁に変更されることを想定していません。	修正なし

亀山市地域まちづくり協議会条例(案)に関する意見と意見に対する考え方・修正点

番号	条文	項・号	提出された意見の要点	意見に対する対応	
				市の考え方	条例案の修正点
14	第9条	第1項第1号	任意団体であり活動を制限するならその理由を明らかにするべき。 また、第1号に規定する活動とは具体的に何を指すのか。	協議会は条例に根拠を持ち、公共性を備える組織であるため、宗教的活動に対して中立でなければならないと考えます。なにが宗教的活動に該当するかは、個々の事案に対して、その行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等にあたるものかどうかを判断しなければならないと考えております。	修正なし
15	第10条	第1項	支援のあり方を明記することにより、実際の活動に直結した支援となる。	支援のあり方を明記することは、将来の新たな事案に対する支援の幅を狭めることになると考えます。	修正なし
16	第12条		規則は原則公表すること。	市長の定める規則は、市の例規として公表されます。	修正なし
17	その他		地域まちづくり協議会の活動に疑問を持っており、賛同していない。	協議会は、自分たちの暮らす地域を自分たちで創りあげるという理念及び民主的な運営の下に、地域課題の解決に取り組む自治組織です。協議会が地域自治の考え方や補完性の原理に基づき、活動することで地域活性化や地域の一体感の醸成につながるものと考えております。	修正なし